

国自整第 1 2 4 号  
令和 3 年 9 月 1 日

四国運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号)の一部改正について

本年 4 月 9 日に開催された次官連絡会議等の場において、政府全体として個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用を促進するため、各省庁の所管事項で本人確認を求めるときその例示に個人番号カードを必ず入れるよう要請があった。これを踏まえ、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請に係る添付書類を規定する標記通達について、その他所要の改正とともに、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第124号の3  
令和3年9月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長  
一般社団法人日本自動車工業会 会長  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長  
日本自動車輸入組合 理事長  
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長  
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長  
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長

殿

国土交通省自動車局長  
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会(貴組合)におかれましては、傘下会員(組合員)に対し周知徹底をお願いします。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）  
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合は、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱い」の取扱いに記すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合は、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱い」により取り扱うものとする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>附則</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p> | <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合は、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱い」の取扱いに記すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合は、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱い」により取り扱うものとする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>附則</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>6．～7．（略）</p> <p>別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等<br/>自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。</p> <p>第2～3（略）</p> <p>第4 エーミング作業を実施する場所<br/>エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することとなるが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。</p> | <p>自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>6．～7．（略）</p> <p>別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等<br/>自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。</p> <p>第2～3（略）</p> <p>第4 エーミング作業を実施する場所<br/>エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号<br/> <b>実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</b></p> <p>(2) 優良規則第5条第3号<br/>         ア～オ (略)<br/>         カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<b>天井</b>の高さ及び床面積等作業環境<br/>         キ～ク (略)<br/>         (3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>目次<br/>         第1 登録情報処理機関に提供する情報<br/>         第2 適合標準の用紙</p> | <p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号<br/> <b>実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</b></p> <p>(2) 優良規則第5条第3号<br/>         ア～オ (略)<br/>         カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<b>天上</b>の高さ及び床面積等作業環境<br/>         キ～ク (略)<br/>         (3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>目次<br/>         第1 登録情報処理機関に提供する情報<br/>         第2 適合標準の用紙</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>第3 適合標章の記載方法<br/>         第4 適合標章の表示<br/>         第5 用紙配布等<br/> <b>第6 交付状況の把握等</b></p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分<br/>         1 (略)<br/>         2 技術研修<br/>         (1)～(2) (略)<br/>         (3) 研修内容<br/>         ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法<br/>         イ 自動車の<b>特定整備</b>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等<br/>         (4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略)<br/> <b>4 研修の項目、内容等</b></p> | <p>第3 適合標章の記載方法<br/>         第4 適合標章の表示<br/>         第5 用紙配布等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分<br/>         1 (略)<br/>         2 技術研修<br/>         (1)～(2) (略)<br/>         (3) 研修内容<br/>         ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法<br/>         イ 自動車の<b>分解整備</b>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等<br/>         (4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略)<br/> <b>4 研修の項目、内容等</b></p> |
|--|--|

| 研修項目   | 研修内容等   |
|--|---|
| (1)自動車整備事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備事業の役割</li> <li>・自動車整備事業の課題、問題点等</li> </ul>                     |
| (2)指定自動車整備事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法関係法令</li> <li>・指定自動車整備事業者の処分事例等</li> <li>・適正な業務運営</li> </ul> |
| (3)自動車検査員の業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査員の役割と職務</li> <li>・自動車検査業務</li> <li>・自動車検査機器の取扱い</li> </ul>     |
| (4)関係法令及び主要通達  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の関係法令の改廃</li> <li>・主要通達</li> </ul>                                |
| 5～9 (略)  |   |
| 別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等  |   |
| <p>1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者が個人の場合にあつては、<u>住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)</u> <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u></p>  |   |
| <p>研修項目研修内容等</p> <p>自動車整備事業・自動車整備事業の役割</p> <p>自動車整備事業の課題、問題点等</p> <p>指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令</p> <p>ア 指定自動車整備事業者の処分事例等</p> <p>イ 適正な業務運営</p> <p>自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務</p> <p>ア 自動車検査業務</p> <p>イ 自動車検査機器の取扱い</p> <p>関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃</p> <p>主要通達</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等</p> <p>1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者が個人の場合にあつては、<u>住民票</u>等申請者を特定できる書面</p> |   |

（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 ウの書面  
(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3～5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

| 種別 | 番号                                   | 認定の種類<br>項目 | 一種整備<br>工場 | 二種整備<br>工場 | 備考    |
|----|--------------------------------------|-------------|------------|------------|-------|
| A  | <u>1</u><br>(略)                      | (略)         | (略)        | (略)        | (略)   |
| B  | <u>1</u><br>1<br>～<br>1-<br><u>2</u> | (略)         | (略)        | (略)        | (略)   |
|    | <u>2</u>                             | (略)         | (略)        | (略)        | 機械加工、 |

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 イの書面  
(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3～5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

| 種別 | 番号                                   | 認定の種類<br>項目 | 一種整備<br>工場 | 二種整備<br>工場 | 備考    |
|----|--------------------------------------|-------------|------------|------------|-------|
| A  | <u>1</u><br>(略)                      | (略)         | (略)        | (略)        | (略)   |
| B  | <u>1</u><br>1<br>～<br>1-<br><u>2</u> | (略)         | (略)        | (略)        | (略)   |
|    | <u>2</u>                             | (略)         | (略)        | (略)        | 機械加工、 |



|   |  |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
|---|--|-----------------|--|------------------|--------|----|------------|-------|-------------------|--|---|-------------------|--|
| <p>書面でこれに代えて差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規設立会社の場合（前歴がない場合）</td> <td>最近6カ月間の<br/>仮決算書</td> </tr> <tr> <td>一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）</td> <td>経過説明書及び<br/>事業計画書</td> </tr> <tr> <td>合併した場合</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>事業協同組合等の場合</td> <td>事業計画書</td> </tr> </table> <p>キ（略）<br/>4～6（略）</p> <p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準</p> <p>1（略）<br/>2 要員関係の基準の解釈<br/>(1)～(4)（略）<br/>(5) 検査工<br/>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>点検するために<br/>不可欠な作業</td> <td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br/>（平成19年国土交通省告示第317号）</td> </tr> </table> | 新規設立会社の場合（前歴がない場合）                         | 最近6カ月間の<br>仮決算書 | 一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む） | 経過説明書及び<br>事業計画書 | 合併した場合 | 同上 | 事業協同組合等の場合 | 事業計画書 | 点検するために<br>不可欠な作業 | ・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br>（平成19年国土交通省告示第317号） | <p>書面でこれに代えて差し支えない。</p> <p>新規設立会社の場合（前歴がない場合）最近6カ月間の仮決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を経営説明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書</p> <p>キ（略）<br/>4～6（略）</p> <p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準</p> <p>1（略）<br/>2 要員関係の基準の解釈<br/>(1)～(4)（略）<br/>(5) 検査工<br/>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>点検するために<br/>不可欠な作業</td> <td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br/>（平成19年国土交通省告示第317号）</td> </tr> </table> | 点検するために<br>不可欠な作業 | ・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br>（平成19年国土交通省告示第317号） |
| 新規設立会社の場合（前歴がない場合）  | 最近6カ月間の<br>仮決算書                            |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
| 一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）  | 経過説明書及び<br>事業計画書                           |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
| 合併した場合  | 同上   |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
| 事業協同組合等の場合  | 事業計画書                                      |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
| 点検するために<br>不可欠な作業   | ・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br>（平成19年国土交通省告示第317号） |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |
| 点検するために<br>不可欠な作業   | ・「自動車の点検及び整備に関する手引」<br>（平成19年国土交通省告示第317号） |                 |  |                  |        |    |            |       |                   |  |   |                   |  |

| に例示してある点検作業の範囲   |   | に例示してある点検作業の範囲   |   |
|--|---|--|---|
| 点検に付随する軽微な作業   | (略)   | 点検に付随する軽微な作業   | (略)   |
| 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業   | (略)   | 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業   | (略)   |
| 点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前照灯の照射方向の調整</li> <li>・アイドリング、CO・HCの調整</li> <li>・点火時期の調整</li> <li>・タイヤの空気圧の調整</li> </ul> | 点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前照灯の照射方向の調整</li> <li>・アイドリング、CO・HCの調整</li> <li>・点火時期の調整</li> <li>・タイヤの空気圧の調整</li> </ul> |
| (6)～(7) (略)  |   | (6)～(7) (略)  |   |
| 3 作業場等の基準の解釈   |   | 3 作業場等の基準の解釈   |   |
| (1)～(4) (略)  |   | (1)～(4) (略)  |   |
| (5) 通路   |   | (5) 通路   |   |
| 通路は、主に整備する自動車 <sup>が</sup> 十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。           |   | 通路は、主に整備する自動車 <sup>が</sup> 十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。           |   |
| ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合には作業場等の面積に含めて差し支えない。 |   | ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合には作業場等の面積に含めて差し支えない。 |   |
| (6) (略)  |   | (6) (略)  |   |
| 4 (略)  |   | 4 (略)  |   |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 別紙3の3～3の8 (略) | 別紙3の3～3の8 (略) |
|---------------|---------------|

附則(令和3年9月1日付国自整第124号)  
1. 本改正は、令和3年9月1日から施行する。

国自整第169号  
令和3年10月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



### 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

### 記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。
2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

国自整第 169 号の 2  
令和 3 年 10 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

### 記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

事務連絡  
令和3年9月29日各自動車製作者 御中  
各輸入車販売代理店 御中国土交通省自動車局  
整備課

## 自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

## 【留意点】

1. 現場業務の負担について  
サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担とを感じる業務量となっていないか。
2. 安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて  
販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。
3. 経営層・管理者と現場との意思疎通について  
販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか。
4. 社内監査について  
社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。
5. 顧客への説明について  
車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。

## 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

### 1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始<sup>(※)</sup>することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととします。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

### 2. 改正概要（省令）

#### (1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

#### (2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

#### (3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

#### (4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

### 3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

○国土交通省令第六十六号  
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十一、第九十四条の二第一項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條の二第十二項において準用する場合を含む。）及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二條の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|   | 改正後 | 改正前   |
|---|-----|---|
| <p>（検査の設備の基準）</p> <p>第一条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> |     | <p>（検査の設備の基準）</p> <p>第一条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> |

|   |   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
|---|---|-----|------------------|-------|----------------------|------------|--|-----|-----|------------------|-------|------|------|
| <p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えないこと。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 検査用スキャンツール</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査用機械器具の校正)</p> <p><b>第十二条</b> 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号(リを除く。)</u>の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (整)</p> <p>別表第二(検査の基準)(第八条関係)</p> | <p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査用機械器具の校正)</p> <p><b>第十二条</b> 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について、</u>国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (整)</p> <p>別表第二(検査の基準)(第八条関係)</p> |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| <p>検査の実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>二 装置に関する検査(その1)</p> <p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="367 421 555 1064"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度試験機</td> </tr> <tr> <td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td> <td>検査用スキャンツール</td> </tr> </table>           | (略)   | (略) | (11) 速度表示灯の表示の誤差 | 速度試験機 | (12) 車載式故障診断装置の診断の結果 | 検査用スキャンツール | <p>検査の実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>二 装置に関する検査(その1)</p> <p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="367 1361 555 2004"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度試験機</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table> | (略) | (略) | (11) 速度表示灯の表示の誤差 | 速度試験機 | (新設) | (新設) |
| (略)   | (略)   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| (11) 速度表示灯の表示の誤差  | 速度試験機   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| (12) 車載式故障診断装置の診断の結果  | 検査用スキャンツール  |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| (略)   | (略)   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| (11) 速度表示灯の表示の誤差  | 速度試験機   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| (新設)  | (新設)  |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |
| <p>(略)</p> <p>四 装置に関する検査(その3)</p> <p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(15) 自動運行装置</p>  | <p>(略)</p> <p>四 装置に関する検査(その3)</p> <p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>   |     |                  |       |                      |            |  |     |     |                  |       |      |      |

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指定整備記録簿

第三号様式を次のように改める。

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

| 制 動 力        |       |   |      | 前 照 灯  |   | 前 部 霧 灯    | 警 音 器                |                      |
|--------------|-------|---|------|--------|---|------------|----------------------|----------------------|
| 前<br>軸       | 右     | N | 軸重   | 左右差    | N | 取得高さ<br>cm | 速度計の誤差<br>+-<br>km/h | 排気騒音<br>デシベル         |
|              | 左     | N | kg   | N/kg   |   |            |                      |                      |
| 前<br>後<br>軸  | 右     | N | 軸重   | 左右差    | N | 光<br>下     | OBD検査結果              | C O                  |
|              | 左     | N | kg   | N/kg   |   |            |                      |                      |
| 後<br>軸       | 右     | N | 軸重   | 左右差    | N | 左・右        | タイヤの振れ<br>良・否        | H C<br>ppm           |
|              | 左     | N | kg   | N/kg   |   |            |                      |                      |
| 計            | 車両総重量 |   | N/kg | 左右差    | N | 主×100      | サイド・スリップ<br>イン・アウト   | 黒煙・粒子状物質<br>ppm      |
|              | 手動    | N | kg   | N/kg   |   |            |                      |                      |
| 走行テスト等の方法と結果 |       |   |      | 光<br>度 |   | 副×100      | 副×100                | %<br>m <sup>-1</sup> |

○目視等による検査

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| ① 最低地上高         | <input type="checkbox"/> |
| ② 最大安定傾斜角度      | <input type="checkbox"/> |
| ③ 最小回転半径        | <input type="checkbox"/> |
| ④ 原動機及び動力伝達装置   | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 走行装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 操縦装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 制動装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 緩衝装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 燃料装置及び電気装置    | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 車枠及び車体        | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 連結装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 乗車装置及び物品積載装置  | <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 前面ガラスその他の窓ガラス | <input type="checkbox"/> |
| ⑭ 騒音防止装置        | <input type="checkbox"/> |
| ⑮ ばい煙等の発散防止装置   | <input type="checkbox"/> |
| ⑯ 灯火装置及び反射器     | <input type="checkbox"/> |
| ⑰ 警報装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑱ 指示装置          | <input type="checkbox"/> |
| ⑲ 視野を確保する装置     | <input type="checkbox"/> |
| ⑳ 走行距離計その他の計器   | <input type="checkbox"/> |
| ㉑ 防火装置          | <input type="checkbox"/> |
| ㉒ 内圧容器及びその附属装置  | <input type="checkbox"/> |
| ㉓ 自動運行装置        | <input type="checkbox"/> |
| ㉔ その他           | <input type="checkbox"/> |

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

| 自動車の種別     | 用途    | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 | 車名 | 型式 | 乗車定員             | 最大積載量                       |
|------------|-------|-----------|-------|----|----|------------------|-----------------------------|
| 普通・小型・軽・大特 |       | 自家用・事業用   |       |    |    | 人                | kg                          |
| 車両重量       | 車両総重量 | 原動機の型式    | 長さ    | 幅  | 高さ | 総排気量又は定格出力<br>kW | 燃料の種類<br>ガソリン・軽油<br>LPG・その他 |
| kg         | kg    |           | cm    | cm | cm |                  | その他                         |

○依頼者の氏名等

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 受付年月日              | 年 月 日 |
| 依頼者の氏名<br>又は名称及び住所 |       |
| (備考)               |       |

|            |
|------------|
| (依頼者の依頼事項) |
|------------|

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 初度登録年月又は初度検査年月           |                |
| 年 月 日                    |                |
| 検査の年月日                   |                |
| 年 月 日                    |                |
| 自動車検査員の氏名                |                |
| 保安基準適合証及び<br>保安基準適合標章の番号 | 保安基準適合標章<br>交付 |
| 有・無                      |                |
| 限定保安基準適合証の番号             |                |

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
  - 車台番号
  - 自動車登録番号又は車両番号
- 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうち、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

第四号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指定整備記録簿

第四号様式を次のように改める。

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

| 前軸            | 制動力  |      | 前照灯   |        | 前部霧灯   | 警告器            |
|---------------|------|------|-------|--------|--------|----------------|
|               | 軸重   | 取付高さ | 右     | 左      |        |                |
|               | N    | kg   | cm    | cm     | cd     | 聴感・テスト<br>デシベル |
| 後軸            | 軸重   | kg   | 光軸    | 速度計の誤差 | 排気騒音   | 聴感・テスト         |
|               | N    | N/kg | 左・右   | 左・右    | km/h   | デシベル           |
| 計             | 車両重量 | kg   | 主×100 | 主×100  | タイヤの振れ | C O            |
|               | N    | N/kg | 副×100 | 副×100  | 良・否    | H C            |
| 走行テスト等の方法及び結果 |      |      | 度     | 度      |        | ppm            |

○目視等による検査

|                |                          |                          |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 構造             | ① 最低地上高                  | <input type="checkbox"/> |
|                | ② 最大安定傾斜角度               | <input type="checkbox"/> |
|                | ③ 最小回転半径                 | <input type="checkbox"/> |
| 装置             | ① 原動機及び動力伝達装置            | <input type="checkbox"/> |
|                | ② 走行装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ③ 操縦装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ④ 制動装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑤ 緩衝装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑥ 燃料装置及び電気装置             | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑦ 車枠及び車体                 | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑧ 連結装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑨ 乗車装置及び物品積載装置           | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス          | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑪ 騒音防止装置                 | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑫ ばい煙等の発散防止装置            | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑬ 灯火装置及び反射器              | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑭ 警報装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑮ 指示装置                   | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑯ 視野を確保する装置              | <input type="checkbox"/> |
|                | ⑰ 走行距離計その他の計器            | <input type="checkbox"/> |
| ⑱ 防火装置         | <input type="checkbox"/> |                          |
| ⑲ 内圧容器及びその附属装置 | <input type="checkbox"/> |                          |
|                | ⑳ その他                    | <input type="checkbox"/> |

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

| 車体の形状  | 自家用・事業用の別 | 車名 | 型式 | 乗車定員       | 車両重量    | 車両総重量 |
|--------|-----------|----|----|------------|---------|-------|
|        | 自家用・事業用   |    |    | 人          | kg      | kg    |
| 原動機の型式 | 長さ        | 幅  | 高さ | 総排気量又は定格出力 | 燃料の種類   | その他   |
|        | cm        | cm | cm | kw         | ガソリン・軽油 | その他   |

○依頼者の氏名等

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 受付年月日              | 年 月 日 |
| 依頼者の氏名<br>又は名称及び住所 |       |
| (備考)               |       |

|            |
|------------|
| (依頼者の依頼事項) |
|------------|

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 初度検査年月                   |            |
| 年                        | 月          |
| 検査の年月日                   |            |
| 年                        | 月 日        |
| 自動車検査員の氏名                |            |
| 保安基準適合証及び<br>保安基準適合標章の番号 | 保安基準適合標章交付 |
|                          | 有・無        |
| 限定保安基準適合証の番号             |            |

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
  - 車台番号
  - 車両番号
- 「前軸」、「後軸」及び「計」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄の記載にあつては、「右」の欄に記載すること。
- 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちの前、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

(軽自動車検査協会に関する省令の一部改正)  
**第二条** 軽自動車検査協会に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

(軽自動車の検査設備の基準)

**第十三条** 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。

イ、チ (略)

リ 検査用スキャンツール

2 (略)

(軽自動車の検査設備の基準)

**第十三条** 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。

イ、チ (略)

(新設)

2 (略)

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)  
**第三条** 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(点検の基準)

**第七条** (略)

2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。

一 (略)

- 二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ、チ (略)

リ 検査用スキャンツール

三 (略)

3 (略)

(自動車点検用機械器具の校正)

**第八条** 前条第二項第二号(リを除く。)の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。

2 (略)

(点検の基準)

**第七条** (略)

2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。

一 (略)

- 二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ、チ (略)

(新設)

三 (略)

3 (略)

(自動車点検用機械器具の校正)

**第八条** 前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。

2 (略)

第四号様式(指定点検整備記録簿)(第十三条関係)

指定点検整備記録簿

第四号様式を次のように改める。

○点検及び整備の概要等

|  |
|--|
|  |
|--|

○自動車点検用機械器具等による点検

| 制 動 力                |   |      |      | 前 照 灯 |       | 前 部 霧 灯 | 警 音 器                |
|----------------------|---|------|------|-------|-------|---------|----------------------|
| 前 軸                  | 右 | N    | 軸重   | 左右差   | 右     | 左       | 聴感・テスト<br>cd         |
| 前前軸                  | 左 | N    | kg   | 左右差   |       |         | 速度計の誤差<br>+/-        |
| 前軸                   | 右 | N    | 軸重   | 左右差   | cm    | cm      | 聴感・テスト<br>デシベル       |
| 前後軸                  | 左 | N    | kg   | 左右差   |       |         | 聴感・テスト<br>デシベル       |
| 後軸                   | 右 | N    | 軸重   | 左右差   | 下     | 下       | OB D 点検結果            |
| 後前軸                  | 左 | N    | kg   | 左右差   | cm    | cm      | C O                  |
| 後軸                   | 右 | N    | kg   | 左右差   | 左・右   | 左・右     | 良・否                  |
| 後前軸                  | 左 | N    | N/kg | 左右差   | cm    | cm      | タイヤの振れ               |
| 後軸                   | 右 | N    | kg   | 左右差   | cm    | cm      | H C                  |
| 後前軸                  | 左 | N    | N/kg | 左右差   | cm    | cm      | 良・否                  |
| 後軸                   | 左 | N    | N/kg | 左右差   | cm    | cm      | サイド・スリップ<br>イン・アウト   |
| 計                    | N | 車両重量 | N/kg |       | 主×100 | 主×100   | 黒煙・粒子状物質             |
| 手動                   | N | kg   | N/kg |       | 副×100 | 副×100   | 聴感・テスト               |
| 走行テスト<br>等の方法と<br>結果 |   |      |      |       | 度     | 度       | mm                   |
|                      |   |      |      |       | cd    | cd      | %<br>m <sup>-1</sup> |

○目視等による点検

|    |            |                          |
|----|------------|--------------------------|
| 構造 | ① 最低地上高    | <input type="checkbox"/> |
|    | ② 最大安定傾斜角度 | <input type="checkbox"/> |
|    | ③ 最小回転半径   | <input type="checkbox"/> |

○自動車検査証の記載事項との照合

| 自動車の種別 | 用途    | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 | 車名 | 型式 | 乗車定員                        | 最大積載量 |
|--------|-------|-----------|-------|----|----|-----------------------------|-------|
| 普通・小型  | 貨物    | 自家用       |       |    |    | 人                           | kg    |
| 車両重量   | 車両総重量 | 原動機の型式    | 長さ    | 幅  | 高さ | 燃料の種類<br>ガソリン・軽油<br>LPG・その他 | その他   |
| kg     | kg    |           | cm    | cm | cm |                             |       |

○依頼者の氏名等

|                             |       |            |  |
|-----------------------------|-------|------------|--|
| 受付年月日<br>依頼者の氏名<br>又は名称及び住所 | 年 月 日 | (依頼者の依頼事項) | 初度登録年月<br>年 月<br>点検及び整備を完了した年月日<br>年 月 日<br>自動車点検員の氏名<br>点検整備済証の番号 |
| (備考)                        |       |            |  |

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- (1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
  - a 車台番号
  - b 自動車登録番号
- (2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- (3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- (4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合において、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- (5) 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）

第二条 道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

2 指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置）

第三条 施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為）

第四条 総合特別区域法第二十二条の二十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置）

第五条 施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

## 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

### 1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始<sup>(※)</sup>することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

### 2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

- ・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

（検査用スキャンツールの概要）

- ・ 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・ 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・ 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・ 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・ 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

### 3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日

○国土交通省告示第千三百五十四号  
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和三年十月十五日  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示  
自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| <p>改正後</p> <p>第十一章 整備用スキャンツール</p> <p>(接続部)</p> <p>第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものであること。</p> <p>二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。</p> <p>(機能)</p> <p>第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。</p> <p>第十二章 検査用スキャンツール</p> <p>(構造等)</p> <p>第六十九条 検査用スキャンツールは、継続検査用OBD（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。</p> <p>(耐久性)</p> <p>第七十条 検査用スキャンツールの各部分は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。</p> <p>(作動)</p> <p>第七十一条 検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。</p> <p>(接続部)</p> <p>第七十二条 検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 対象とする自動車の継続検査用OBDと接続できるものであること。</p> <p>二 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用OBD（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。</p> | <p>改正前</p> <p>第十一章 整備用スキャンツール</p> <p>(接続部)</p> <p>第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならない。</p> <p>二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものでなければならない。</p> <p>(機能)</p> <p>第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <p><b>第七十三条</b> (機能) 検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。</p> <p>二 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用OBDが正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。</p> <p>三 ソフトウェアを正常に作動させることができ、かつ、機構の指定する方法によりこれを更新することができるものであること。</p> <p>四 検査しようとする自動車を特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用OBDとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。</p> <p>(表示部)</p> <p><b>第七十四条</b> 検査用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならない。</p> <p>(入力部)</p> <p><b>第七十五条</b> 検査用スキャンツールの入力部は、検査に必要な情報を入力できるものでなければならない。</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|---|-------------------------------------|

附 則  
この告示は、公布の日より施行する。



令和3年12月10日  
自動車局自動車情報課

## 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

～来年（令和4年）1月4日より運用を開始します！～

国土交通省では、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとし、来年1月4日から運用を開始することといたします。

### 1. 特例措置の内容

#### ① 特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により行う手続きが対象となります。

※所有者と使用者が不同一の場合など一部の場合は本特例の対象外となります。

#### ② 新旧車検証の郵送による交換

所有者は、OSSで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送していただくと、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）を郵送にて交付します。

※旧車検証（写し）を送付いただいた場合は、新車検証受取り後、旧車検証（原本）を速やかに運輸支局等宛に郵送してください。

#### ③ 新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口へ提出していただくと、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書を交付します。

これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口へ提出していただくと、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納いただきます。

### 2. 本特例措置の運用開始日

令和4年1月4日（火）

#### ※注意事項

- ・ 次回車検時までに新しいナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反に問われる場合があります。
- ・ 車検証（原本）の携帯がなければ運転することはできませんので、旧車検証郵送の際にはご注意ください。

#### 【参考】自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（OSS）について

- ・ 申請ポータルサイト URL : <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>
- ・ ヘルプデスク 電話 : 050-5540-2000（年末年始を除く平日で、8:30～17:00）

#### 【お問い合わせ先】

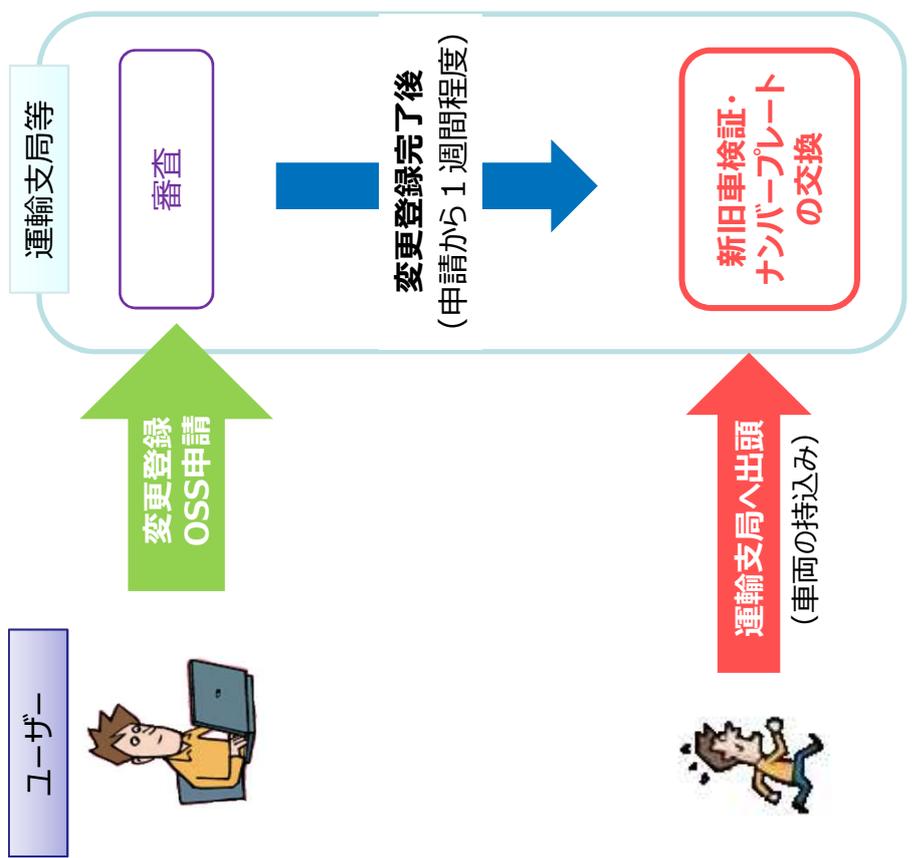
自動車局自動車情報課 山浦、福室、本山  
（代表）03-5253-8111（内線42114、42118）  
（直通）03-5253-8588

# 住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

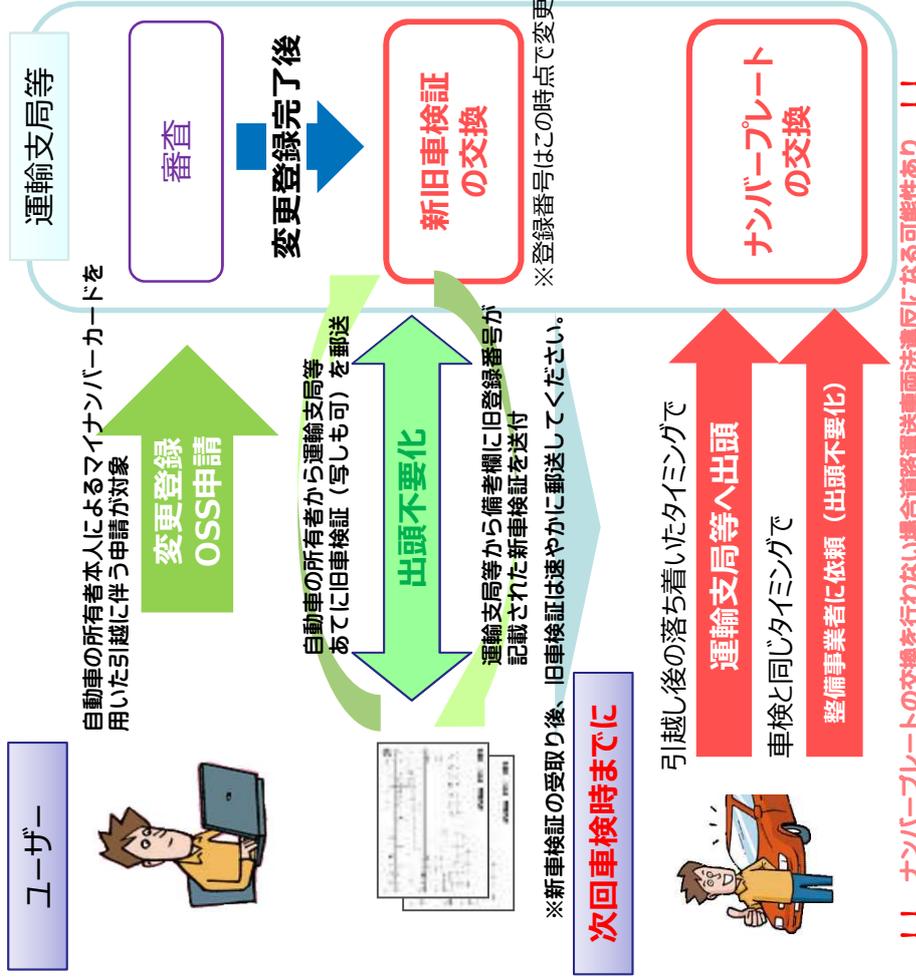
○ 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越時の個人による変更登録OSS申請の場合に、変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設。**

○ **令和4年1月4日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）。**

## < 通常 >



## < 特例 >



！！ ナンバープレートの交換を行わない場合道路運送車両法違反になる可能性あり ！！

別添

国自整第227号の2  
令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

国自整第 2 2 7 号  
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車 O S S による変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて

今般、「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和 3 年 12 月 10 日付け、国自情第 242 号、国自整第 221 号）により、特例を受けた車両に対する継続検査について、下記のとおり取扱いを定めたので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

## 記

### 1. 指定自動車整備事業における同一性の確認

指定自動車整備事業規則第 7 条第 2 項（自動車検査員の証明）に規定する道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 1 号（自動車登録番号）の確認については、自動車検査証の備考欄に記載されたプレート番号と車両に取り付けられた自動車登録番号標が同一である場合、事実と相違がないものとみなす。

### 2. 指定整備記録簿及び保安基準適合標章の記載

1. の取扱いをした場合は、指定整備記録簿の備考欄にプレート番号を括弧書きにて記載すること。また、保安基準適合標章（表）の右上余白部分にプレート番号を括弧書きにてサインペン等により黒色で記載すること。

(参考)

## 新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

備考

〔品川〕, 変更登録, [OSS]

ナンバープレート未交付〔プレート番号〕札幌599あ4620

〔かい離が発生した日〕令和4年1月7日



### ●指定整備記録簿

|                    |       |            |                |   |
|--------------------|-------|------------|----------------|---|
| ○依頼者の氏名等           |       | (依頼者の依頼事項) | 初度登録年月又は初度検査年月 |   |
| 受付年月日              | 年 月 日 |            | 年              | 月 |
| 依頼者の氏名<br>又は名称及び住所 |       | (備考)       | 検査の年月日         |   |
| (札幌599あ4620)       |       |            | 年              | 月 |
|                    |       |            | 限定保安基準適合証の番号   |   |

備考欄にプレート番号を括弧書で記載

### ●保安基準適合標章

(表)

保安基準適合標章

年12月11日か (札幌599あ4620)

12月 25日

自動車登録番号  
又は車両部分 品川 599 あ 2049

【注意事項】

1. 前面ガラスには取り付けられる場合には、点検部で折り返し又は上半分を自動車の前面ガラス内側から前方に見やすいようにするとともに、前面ガラス内側の運転者の視野を妨げない位置にはり付けて下さい。
2. その他、自動車の運行中その前面に見やすいように表示する場合であっても点検部で折り返し又は上半分のみ表示することができません。
3. 保安基準適合標章の有効期間が満了した場合又は有効な自動車検査証及び自動車検査標章が交付され、交付された自動車検査標章を表示した場合に速やかに取り外して下さい。

右上余白部分に  
プレート番号を  
括弧書きで記載

別添  
事務連絡  
令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
整備事業班長

自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和3年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予することとされましたが、自動車OSSにより変更登録申請をしたにもかかわらず自動車検査証の記載変更を行っていない場合、有効期間の更新ができないことから、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

令和4年2月18日  
自動車局整備課**大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！**

～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～

「自動車の点検及び整備に関する手引き」に、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの点検・整備方法について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。

大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。

なお、事故防止対策をさらに進めるため、検討会を設置し、事故要因のさらなる調査・分析等を行います。

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでいるところです。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和2年度は131件、令和3年度は令和4年1月末までに107件(速報値)(令和2年度は同月末までに113件)の報告を受けています。

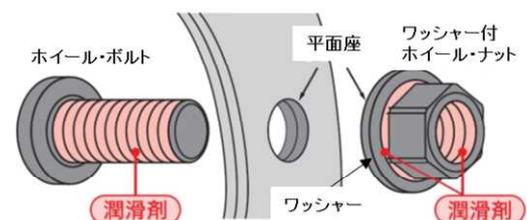
「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、これらの点検・整備が適切に行われていない事案が散見されています。

円滑に回らないホイール・ナットを使用してタイヤを取り付けると、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。

このため、大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。



車輪脱落事故を起こした車両の  
ワッシャー付ホイール・ナット



潤滑剤の塗布箇所

また、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、ホイール・ナットに係る要因を含め、車輪脱落事故の要因のさらなる調査・分析等を行います。

- 別紙 1 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備
- 別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ
- 別紙 3 第 1 回大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

**【問い合わせ先】**

国土交通省自動車局整備課 藤墳、宮坂  
03-5253-8111（内線 42412, 42413）

# 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

別紙1

(ホイール・ナットにワッシャーが付いている場合(ISO方式)を例として図示)

車輪脱落事故を起こした車両の  
ワッシャー付ホイール・ナット

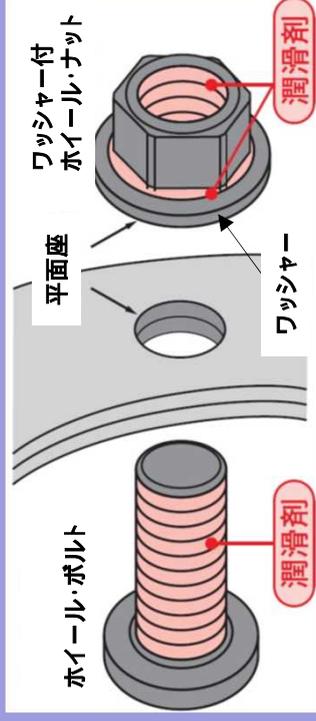


潤滑剤が塗布されていない。  
(特に、ナットとワッシャーの間)  
ワッシャーがスムーズに回転しない。

## 適切な点検・整備

ホイール・ボルト、ナットを清掃の上、  
必ず潤滑剤を塗って下さい。

の作業を行っても、ワッシャーがス  
ムーズに回転しない場合には、交換し  
て下さい。 潤滑剤の塗布箇所



**注意：ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を  
忘れずに塗布して下さい。**

ホイール・ボルト、ナットが適切に清掃されていないか、潤滑剤が塗布されていないと  
ナットを締めても、十分な締付力が得られず、ナットが緩む原因となります。

そのほか、大型車のタイヤ取付時に気を付けるべき点は、「大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ」をご確認下さい。

第一章 整備事業関係  
**事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。**

# 夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



**お**

**とさない!  
 脱落防止はまず点検。**

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ  
 唯一かつ最善な手段です。

**ち**

**やんと清掃、ちゃんと給脂!**

ナットとワッシャーとの  
 隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。



**な**

(ナット)  
**ット締め、トルクレンチを必ず使用!**

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



**い**

**ちにち一回、緩みの点検!**

ホイールナットの緩み点検/  
 インジケーターの正しい使用  
 方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い  
 左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、  
 こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

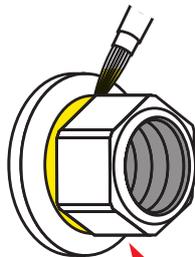
**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

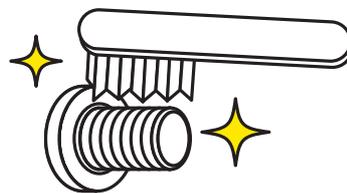
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

|                    |  |                 |        |
|--------------------|--|-----------------|--------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)      | ホイールのセンタリング     | ハブインロー |
| ボルトサイズねじの方向        | M22<br>左右輪: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの履き替え    | ボルト交換  |
| ホイールナット使用ソケット      | 平面座(ワッシャー付き)・1種類<br>33mm(従来ISO方式の一部は32mm)            | 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 |        |
| ダブルタイヤ             | 一つのナットで共締め   |                 |        |



## 第 1 回 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

- **構成員(案)** : 伊藤 紳一郎 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所  
山口 泉 一般財団法人日本自動車研究所 自動走行研究部  
次長  
関根 明年 一般社団法人日本自動車工業会 大型車車輪脱落事故  
防止分科会 分科会長  
荻原 正吾 公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部  
調査役  
田中 宏 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長  
志村 祐二 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長  
柳川 学 全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員  
久野 信一 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 タイヤ検査・  
事故防止部会 部会長  
清水 勝巳 一般社団法人日本自動車機械器具工業会工具分科会員

(敬称略・順不同)

- **事務局** : 国土交通省 自動車局 整備課
- **検討内容** : 大型車の車輪脱落事故の調査、分析  
大型車のタイヤ交換作業等の実態調査  
海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査  
大型車の車輪脱落防止対策の検討
- **日時** : 令和 4 年 2 月 2 4 日 (木) 1 0 時
- **開催方式** : WEB 会議方式
- **取材等** : 会議は非公開ですが、冒頭のみ WEB 傍聴が可能です。傍聴人数に限りがあるため、各社 1 名に限定させていただくとともに、傍聴人数が上限に達した場合は先着順とします。WEB 視聴を希望される方は、2 月 2 2 日 (火) 1 2 時まで以下の送付先にメールにて名刺のスクリーンデータを添付してご連絡ください。期日までにご連絡頂いた方に WEB 会議の URL を送付致します。

(送付先) hqt-g\_tpb\_seb3@gxb.mlit.go.jp

令和4年3月25日  
国自整第304号の2

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

標記について別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて通知したので、研修会等の機会を通じ自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）の整備作業時における確実な作業の徹底について関係者に対し指導されたい。

別添

令和4年3月25日  
国自整第304号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

### 記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

## 令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

|   | 車両<br>タイプ  | 発生<br>時期 | 概 要  | 整備瑕疵の原因  |
|---|------------|----------|--|--|
| 1 | 乗用         | R3.5     | ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなったとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。   | 作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。 |
| 2 | 大型<br>トラック | R3.5     | 車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。      | 車検整備時において、整備作業に不慣れた作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。                        |
| 3 | トラック       | R3.8     | 車検整備し納車後、顧客より走行中に異音が生じたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。 | クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。                               |
| 4 | 乗用車        | R3.11    | 車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。  | ブレーキキャリパを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドライブレジャクタブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。       |

令和4年5月25日  
自動車局整備課

**自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します**  
～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

1. 改正概要

(1) 資格体系の改正

|    | 自動車整備士の種類<br>(※電子制御の内容を含む資格) |   | 自動車整備士の種類<br>(※電子制御の内容を含む資格) |
|----|------------------------------|---|------------------------------|
| 一級 | 一級大型自動車整備士 (※)               | ➔ | 一級自動車整備士 (総合) (※)            |
|    | 一級小型自動車整備士 (※)               |   | 一級自動車整備士 (二輪)                |
|    | 一級二輪自動車整備士                   |   |                              |
| 二級 | 二級ガソリン自動車整備士                 | ➔ | 二級自動車整備士 (総合) (※)            |
|    | 二級ジーゼル自動車整備士                 |   | 二級自動車整備士 (二輪)                |
|    | 二級自動車シャシ整備士                  |   |                              |
|    | 二級二輪自動車整備士                   |   |                              |
| 三級 | 三級自動車シャシ整備士                  | ➔ | 三級自動車整備士 (総合)                |
|    | 三級自動車ガソリン・エンジン整備士            |   | 三級自動車整備士 (二輪)                |
|    | 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士            |   |                              |
|    | 三級二輪自動車整備士                   |   |                              |
| 特殊 | 自動車タイヤ整備士                    | ➔ | 自動車タイヤ整備士                    |
|    | 自動車電気装置整備士                   |   | 自動車電気・電子制御装置整備士 (※)          |
|    | 自動車車体整備士                     |   | 自動車車体・電子制御装置整備士 (※)          |

(2) その他の改正

- ① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。
- ② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。
- ③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

2. スケジュール

公布：令和4年5月25日

施行：令和4年5月25日（（2）②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和9年1月1日（（2）②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する

（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））

**【問い合わせ先】**  
自動車局整備課 高久、佐藤、明石 （代表）：03-5253-8111（内線 42414、42415）  
- 42 -

## 特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと2年となりました～

自動車の特定整備※<sup>1</sup>をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、令和4年3月末で約2年が経過いたしました。

特定認証の経過措置期間の皆様が、**令和6年4月**以降も電子制御装置整備をしていくためには、**令和6年3月まで**に特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、**十分な余裕を持った期間に申請**をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

2年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念

### 経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、**対象装置※<sup>2</sup>を整備できません。**
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、**電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。**

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

# 特定整備事業の認証までのイメージ

| 必要期間                    | 整備工場   | 運輸支局                        |
|-------------------------|--|-----------------------------|
| <p>工場が事前に準備</p>         | ① 特定整備事業の認証を希望<br>                                 | ② 整備主任者資格取得講習<br>(日程を定めて開催) |
|                         | ② 整備主任者資格取得講習の受講及び修了<br>運輸支局の資格取得講習時期にあわせ受講が必要<br> | ⑤ 申請書の受理<br>⑥ 申請内容の審査       |
|                         | ③ 整備工場において設備・要員など事前準備<br>④ 整備工場による申請書類の作成          | ⑦ 指示に応じ対応<br>⑧ 特定整備事業の認証    |
|                         | ⑤ 申請書の提出<br>                                       | ⑨ 特定整備事業の開始<br>             |
| 1ヶ月以上の期間を要する場合があります<br> | ⑦ 指示に応じ対応<br>対応の期間は保留扱い<br>                        | ⑦ 必要に応じ是正を指示                |

(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。  
(実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相応の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします

「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検（OBD 点検）  
に関するよくある質問

目次

<全般>

問 1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD 点検」という）とは何ですか。

問 2 車載式故障診断装置（OBD）とはどのような装置をいいますか。

<導入時期・対象自動車>

問 3 OBD 点検は、いつから導入されますか。

問 4 どのような自動車が、OBD 点検の対象になりますか。

<点検の時期>

問 5 対象自動車の OBD 点検の実施時期はいつですか。

問 6 OBD 点検は車種や用途を問わず、なぜ 12 月毎とするのでしょうか。

<点検の対象装置>

問 7 どの装置に関する OBD の診断の結果が、点検の対象になりますか。

<点検の実施方法>

問 8 どのように OBD 点検を行うのでしょうか。

問 9 スキャンツールを用いた OBD 点検の結果、どのような故障コード（DTC）が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

問 10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

問 11 OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は OBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

<点検整備記録簿>

問 12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。

問 13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。

問 14 OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

問 15 OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。

問 16 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

<指定整備事業者>

問 1 7 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

<その他>

問 1 8 OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

<全般>

問1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD点検」という）とは何ですか。

（答）

- 近年、自動車の各構造装置で電子的に制御されるものが増えていますが、これらの装置が確実に機能するためには、日頃から適切な点検整備を行う必要があります。
- そのため、これまで各構造装置の摩耗や劣化、損傷といった、外観を点検する項目が主だった定期点検項目に、「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシテム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）等に係る電子制御装置」の機能の確認を追加しました。具体的には、OBD に記録されている、上記電子制御装置に故障がないか等の診断結果を、スキャンツールや識別表示を用いて点検し、必要な整備を行っていただくこととなります。

問2 「車載式故障診断装置（OBD）」とはどのような装置をいいますか。

（答）

- 「車載式故障診断装置（OBD）」とは、「車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有するもの」をいいます。
- また「警報装置」とは、「車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、「車載式故障診断装置（OBD）」が異常を検知したことを知らせるもの」をいいます。このうち、運転者席において目視により容易に確認できるようなものを「識別表示（警告灯）」といいます。

<導入時期・対象自動車>

問3 OBD点検は、いつから導入されますか。

（答）

- 令和3年10月1日より導入されました。

問4 どのような自動車が、OBD点検の対象になりますか。

（答）

- 自動車の年式等に関わらず、車載式故障診断装置が搭載されている自動車は、すべてOBD点検の対象となります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

<点検の時期>

問5 対象自動車のOBD点検の実施時期はいつですか。

（答）

- 乗用車、貨物車、特種車や自家用、事業用の区別に関係なく、12月毎にOBD点検を行ってください。

問6 OBD点検は車種や用途を問わず、なぜ12月毎とするのでしょうか。

(答)

- OBD点検は、車載式故障診断装置の「機能の確認」に相当するところ、従来の点検基準において「機能の確認」に当たる点検の期間は12月からとなっていることを踏まえ、12月毎としています。
- また、自動車の各構造装置に搭載されている電子制御装置は経年劣化するところ、車種や用途の区別による差は大きくないと考えられることから、OBD点検の間隔に差を設けていません。

#### <点検の対象装置>

問7 どの装置に関するOBDの診断の結果が、点検の対象になりますか。

(答)

- 対象装置は「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシテム、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置」であり、それらに係るOBDの診断の結果が、点検の対象となります。
- このとき、「保安基準不適合」+「保安基準不適合のおそれ」として警報されていない故障コードについては法定点検の対象外となりますが、何らかの不具合が生じている可能性があるため、その結果を踏まえた適切な整備が推奨されます。

#### <点検の実施方法>

問8 どのようにOBD点検を行うのでしょうか。

(答)

- OBD点検には、スキャンツールを用いて点検する方法と、診断の対象となる識別表示を用いて点検する方法があります。

#### <スキャンツールを用いた点検方法>

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ることにより点検します。

#### <識別表示を用いた点検方法>

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けないかを目視により点検します。

ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

問9 スキャンツールを用いたOBD点検の結果、どのような故障コード(DTC)が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

(答)

- スキャンツールを用いたOBD点検により検出された故障コード(DTC)のうち、

整備が必要となる故障コード(DTC)は、整備要領書等を参考に判断してください。

問10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

(答)

- 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタ(OBD ポート)の位置が分からない場合は、自動車メーカー等が作成した整備要領書等によって確認することができます。
- なお、スキャンツール接続コネクタ(OBD ポート)が装着されていない場合は、識別表示を用いた点検方法による代替も可能です。

問11 OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は OBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

(答)

- 車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は、OBD 点検を行う必要はありません。

#### <点検整備記録簿>

問12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。

(答)

- 引き続き使用することは可能です。

問13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。

(答)

- 点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」欄に、「車載式故障診断装置の診断の結果」を記入したうえで、点検結果を記録してください。なお、「OBD の診断の結果」と省略して記入することも可能です。

問14 OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

(答)

- 従来の点検項目と同様、「車載式故障診断装置の診断の結果」(OBD の診断の結果)の点検項目欄に、を記入してください。

問15 OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。

(答)

- OBD 点検の対象外である識別表示については、点検整備記録簿に記入する必要はありません。
- ただし OBD 点検の対象外である装置について、整備の可否を判断し、整備を行

った場合はその概要を記入してください。

問 1 6 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

(答)

- ユーザーへの整備内容の正確な情報の伝達や、次回以降の点検整備を適切に実施し保守管理に役立てる観点から、保安基準対象外の電子制御装置の整備をした際に、法令上の義務ではありませんが、その内容を特定整備記録簿へ記載することが望ましいです。

### <指定整備事業者>

問 1 7 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、電子制御装置整備の対象となる自動車の OBD 点検を行い、保安基準適合証等の交付をすることはできません。
- ただし、特定整備制度の施行日（令和2年4月1日）までに、以下の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を全て行っていった場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）まで、保安基準適合証等を交付することができます。
  - ・ スキャンツールをつないでのエーミング作業など
  - ・ カメラ等のセンサーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
  - ・ ECUの取り外し、取り付け位置・角度の変更
  - ・ グリル、パンパーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
  - ・ 窓ガラスの取り外し、取り付け位置・角度の変更※自動運行装置に係る経過措置はありません。

### <その他>

問 1 8 OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

(答)

- OBD 点検とは、自動車の故障やトラブル防止、性能の維持を図るために行う定期点検の項目として、令和3年10月1日より追加された、「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検のことを指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外の自動車となります。
- 一方 OBD 検査とは、令和6年10月1日（輸入車の場合は令和7年10月1日）よりこれまでの車検時の検査項目に追加される、検査用スキャンツールを OBD ポートに接続して故障コード（DTC）を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード（特定 DTC という）と照合することにより、合否を判定する検査項目を指します。対象車両は、大型特

## 第一章 整備事業関係

殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除く自動車のうち、令和3年10月1日以降の新型車（輸入車の場合は令和4年10月1日）となります。